

1. 国立女性教育会館法における「目的」と「業務の範囲」

参考資料1 国立女性教育会館の目的等について

目的

第三条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者（第十一条第一項において「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

業務の範囲

第十一条 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

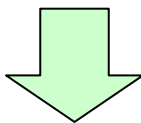
- 一 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。
 - 二 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。
 - 三 第一号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。
 - 四 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。
 - 五 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
 - 六 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 会館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号の施設を一般の利用に供することができる。

2. 国立女性教育会館の4機能

研修

- 基幹的な女性教育指導者等に対する研修
(女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画研修など)
- 男女共同参画・女性教育に関する喫緊の課題に関する研修
(男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成支援研修など)
- アジア太平洋地域の開発途上国等の女性教育指導者に対する研修
(アジア太平洋地域の女性リーダーのためのセミナーなど)

国立女性教育会館



交流

- 全国で活動する様々な団体等のネットワーク形成・情報交換
(男女共同参画のため研究と実践のための交流推進フォーラム(NWECフォーラム)など)
- 国際的な研究成果等の情報発信・情報交換
(海外の研究者や行政関係者との交流など)

情報

- 女性情報ポータル及びデータベースの整備充実
(女性情報ポータル"Winet"の充実、女性関連施設データベース、女性と男性に関する統計データベースなど)
- 男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する情報資料の収集・整理・提供
(女性教育情報センター)
- 女性アーカイブの構築
(女性関係史・資料を収集・整理など)

調査研究

- 女性教育の振興に関する基礎的調査研究
(女性関連施設に関する調査研究など)
- 実践的かつ実用的な研修プログラムの調査研究
(地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発など)

中期目標(平成23年度～27年度)

4つの機能が有機的に連携し、文部科学大臣の定めた中期目標を遂行

- 男女共同参画・女性教育に関する基幹的指導者の資質・能力向上
- 喫緊の課題に関する学習プログラム等の開発・普及
- 調査研究とその成果や資料・情報の提供
- 国際貢献・連携協力の推進
- 国内連携機関・団体等との連携協力の推進
- 利用者への男女共同参画に関する理解の促進